

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第
四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この告示の適用の日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、この告示による改正後の農林中央
金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林
水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件第一条第四項又は第二条第四項の規定により別紙様
式によって作成するものについては、附則別紙様式によっても、作成することができるものとする。